

【令和3年第1回定例会 総務委員会委員長報告資料】

令和3年3月19日 総務委員長 河野 ゆかり

- 「議案第1号 川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について（総務企画局に関する部分）」

《主な質疑・答弁等》

* 公共施設マネジメント推進委員会を設置するに至った経過について

令和4年から10年を取組期間とする資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針の策定に当たり、令和3年度にコロナ禍による働き方の変化等に的確に対応するための議論を行う機関として、本推進委員会を設置するものである。

* 推進委員会における具体的な審議内容について

令和3年度においては、策定予定である第3期取組期間の実施方針の内容及び市民意見を集める手法についての審議を行う予定である。令和4年度以降については、第3期取組期間の実施方針に基づく資産保有の最適化、施設の長寿命化等の取組結果についての分析及び対応並びに進捗管理への提言を行ってもらう予定である。

* 推進委員会の委員構成について

学識経験者5名、市民2名、計7名を予定している。学識経験者5名の内訳は、ファシリティマネジメントに係る有識者2名、都市経営、不動産鑑定、行財政改革に係る専門的知見を有する有識者各1名である。

* 市営住宅の戸数に係る考え方について

市営住宅の戸数については、所管であるまちづくり局が関連計画を策定しているところである。総務企画局では戸数の設定を含め、その計画に基づいて取組を推進していく。なお、これまでの取組として、建物の高層化等の更新に伴って生じた空地に対して、保育所や特別養護老人ホームを整備した例がある。

* 現在の市営住宅の戸数の充足度の考え方について

戸数の充足度については、住宅政策審議会で審議がなされていく内容であると考えている。

* 将来的に学校数を減少させることへの考え方について

今後の人口減少の進み具合によっては必要が生じ得るが、第3期取組期間内における大幅な人口減少は見込まれていないところである。なお、検討の必要性が生じた場合には、教育委員会における教育政策関係の審議状況と連携しながら推進委員会の運営を図っていきたい。

* 庁舎等の更新、移転等に係る跡地の民間への貸付け及び売却の考え方について

現在、民間事業者に余剰地を貸し付け、事業者が駐車場運営を行うスキームで収益を上げている例がある。土地や庁舎の状況に応じて同様の取組を進めていきたい。

* 高津区の動物愛護センター跡地を売却する方針とした決定経過について

公有地総合調整会議において、一般競争入札により売却する方針と決まったものである。なお、活用方針に対する要望等が寄せられた場合は、調整会議の審議

過程において判断材料としている。

- * 四方嶺住宅のように活用方針が一転して「売却」とされるケースの判断について
売却又は新たな公共施設の建設など、跡地活用の方針は、市民ニーズを踏まえて各ケースに応じて適切な判断を行っている。そのため、ある一定の基準によって、売却等の方針が一律に導かれるわけではない。
- * 市民が利用できるグラウンド等の土地が民間貸付により利用できなくなるケースへの考え方について

活用方針はそれぞれ土地の現状に応じて検討していくため、一律に申し上げることは難しい。

《意見》

- * 公共施設の統合等による余剰地の活用に当たっては、民間への売却又は貸出しを行うことによって市民利用ができなくなるケースが懸念されるため、活用方針を定める際には、まず市民意見を吸い上げてから行ってもらいたい。この点を要望した上で、本議案に賛成するものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第2号 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 本条例改正の内容について

本条例改正は、母子保健法による保健指導又は保健審査に関する事務において、予防接種の勧奨又は全く接種を受けていない場合について特段の事情がある可能性を考慮すること等のため、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報を利用することができる場合を追加するものである。

《意見》

- * マイナンバー制度自体に反対の立場であることから、マイナンバーの利用可能範囲の拡大を内容とした本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第3号 川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * 減員となった学校職員 11人の職種内訳及び理由について

全体では増となった職種と減となった職種がそれぞれあり、結果的にトータルで 11人の減となったものであるが、学校用務員 15人の減、学校給食調理員 5人の減がその主な要因である。

《意見》

- * 学校用務員の正規職員 2名を正規職員 1名と非常勤職員 1名とする体制変更は、

コロナ禍や少人数学級が進められている現状に逆行している。正規職員2名体制へ戻す検討を行うとともに、学校職員の更なる拡充に努めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第17号 テレワーク用パソコン等の取得について」

《主な質疑・答弁等》

*導入する1,030台の使途について

各局区の意向を踏まえ、危機管理対応や出張先での利用など日常的に利用が見込まれる部署に配置するとともに、庶務担当課へ一定数を配置する予定であり、危機事象発生時に想定される、職場以外での利用や在宅での利用を想定している。各局区庶務担当課以外の具体的な部署としては、當時配置が必要と考える危機管理対策部署、感染症対策部署、公園道路管理部署、庁内外の打合せを頻繁に行う部署、監査担当部署への配置を想定している。

*令和2年の緊急事態宣言下における本市のテレワークの取組状況について

令和2年4月20日から5月25日において、業務内容がテレワークになじまない一部の部署を除いた全市の出勤率の平均は56%である。テレワーク中に行った業務は、資料作成、課題整理、調査研究、連絡調整、情報収集等である。なお、その際に用いたパソコンは職員の私物である。

*既に導入されているテレワーク用パソコン15台の仕様について

既に所有している15台のパソコンは、庁内のシステムに接続するためにはインターネットとは異なる回線を用いる必要があるほか、データの保存やUSBメモリの接続ができない仕様となっている。これらの仕様は、情報流出の防止のために配慮したものである。

*導入済みのパソコンと導入予定のパソコンの仕様の差異について

導入済みのパソコンは専用のサーバを通じて、導入予定のパソコンは職員が通常業務に用いている計画配置パソコンを通じて、それぞれ庁内のネットワークにつながる仕様である点が差異である。なお、情報漏えいへの対策については、いずれも国の示す基準にのっとったものとなっている。

*テレワークを行う際の市民の個人情報保護対策について

技術面においては、国が示す「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」や「テレワークセキュリティ要件」等に基づいたものとなっている。運用面においては、テレワーク試行の際に本市は実施要領を示しており、その中で個人情報は取り扱わないことと規定するとともに、情報セキュリティ基本方針、情報セキュリティ基準及び個人情報保護条例において個人情報の取扱いについて規定している。また、職員に対して研修を行うことで、制度の周知と意識の向上を図っている。

*テレワークパソコンの本格導入に併せて個人情報保護に関する規定等を整理する考え方について

これまでの在宅勤務の実施状況や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「テレワークセキュリティ要件」等に基づいたものとな

リシーに関するガイドライン」の令和2年12月の改定内容を踏まえ、本格的なテレワークの導入開始までに、在宅勤務等の実施要領を改めて整理する予定である。

* **テレワーク業務中において個人情報を取り扱えることとする考え方の有無について**

「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」において、一定の情報については扱えることとする余地を残す改正がされたことから、他都市も含めた動向を見ながら、適切に検討したいと考えている。

* **パソコンの貸出し管理を行う部署について**

導入する端末については各局区に配置するが、行政改革マネジメント推進室において利用状況の把握を行い、利用拡大につなげていきたいと考えている。

* **定期的に利用実態の検証を行う考え方について**

モバイルルーターの利用状況の検証を行うことはもとより、各部署における活用方法を全庁的に共有することが重要であると考えている。導入するパソコンが適切に活用されるよう取り組んでいきたい。

* **今後の議会への報告に対する考え方について**

働き方・仕事の進め方改革の取組に係る所管事務報告等において、適切に報告を行う考えである。

《意見》

* 個人情報は個人の人格を尊重する理念の下に慎重に取り扱われるべきであり、プライバシー権は憲法が保障する基本的人権であることから、丁寧に対応してほしい。

* コロナ禍においてテレワーク及び在宅勤務を進めるに当たっては、行革の視点を持って取り組んでほしい。例えば、在宅勤務で業務の対応が可能な課は、課全体で基本を在宅勤務として、執務室においては共用のデスク1台を配置し、所属職員は月1回の出勤とすればよい。このようにすれば、執務室の有効活用にもつながる。このような考え方の下、市独自の財源を使用してでも、早急に取組を工夫しながら進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第18号 包括外部監査契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* **候補者の選考に係る考え方について**

応募者から提出された提案書における本市総合計画や行財政改革プランに対する理解度、課題認識、監査業務に精通した補助者が一定数確保されているか等の視点から選考を行い、総合的に判断している。

* **今回の候補者が提出した提案書に対する評価について**

高齢化を迎える中で将来的に解決すべき課題であることを理由として、「地域コミュニティの活性化」、「子ども子育て支援」や「港湾局及び臨海部国際戦略本部の財務事務」を監査対象としたと提案していた点が評価されたところであ

る。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第19号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

- 「議案第25号 川崎市消費者行政推進委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

- 「議案第48号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 小規模事業者臨時給付金給付事業費に約19億円の不用額が生じた原因について
制度創設当時、給付対象となる事業収入が対前年比で30%～50%減少である事業者の数を約1万9,000件と想定していたが、結果的に事業の対象外である50%以上の減少となった事業者が想定よりも多くなったためであると分析している。

《意見》

* 小規模事業者臨時給付金については給付の対象範囲が狭い点、8月末日までとした受付期間が短い点は、当時の補正予算議案の審査の際に指摘していた事項であり、事業が低執行率に終わった結果を非常に残念であると感じている。減収を補填する他都市の取組事例として、岩手県北上市の制度を今後の参考にするとともに、未執行となった約19億円については中小企業支援に充てることとしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第49号 令和2年度川崎市競輪事業特別会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* G1レースの誘致等による今後の売上げ増の考え方について

令和3年度はG1レースの誘致が実現できず、令和4年から5年に掛けてはバンクの改修を行う予定であるため、その完了後に誘致に努めていく考えである。また、他の売上増加策として、好調であるミッドナイト競輪に加え、モーニング競輪の導入も含めて検討するなど、コロナ禍によるネット投票の普及を念頭に入れて取組を進めていきたいと考えている。

* 無観客開催中における従事員に対する雇用面の対策について

無観客開催であるために仕事がない従事員に対しては、給料の60%を支給している。

《意見》

- * 旧競馬事業特別会計に対する競輪事業特別会計からの貸付相当額について、これまで議会で取り上げてきたが、本市議会から選出している競馬組合議会議員に対して説明が不足していたと考える。現在は川崎競馬の売上げが好調であり、最終的に多額の配分金が一般会計に繰り入れられる状況となっているが、今後、競馬組合議会議員に対しては適切な情報を提供する意識を持ってほしい。
- * バンクの改修工事が完了する令和6年度以降、積極的にビッグレースの誘致に取り組んでほしい。
- * 昨年から、国において競輪場の従事員に対する年金の保障を行うこととなつたが、引き続き、国と一体となり、従事員の生活の安定に資する取組を進めてほしい。
- * 大阪府岸和田市の岸和田競輪においてはバンクをコンパクト化した際の余剰地をBMXの練習場として整備し、委託により競輪選手に運営をしてもらう取組を行っている。本市でもバンク改修に合わせ、同様の取組を検討してほしい。
- * 競輪ファンの年齢層が高齢化していることについての危機感を持ち、長期的な視野で運営する必要性を認識し、今後の取組を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第50号 令和2年度川崎市卸売市場事業特別会計補正予算」

《意見》

- * 現在、南部市場については、民間事業者の専用市場のようになってしまっている。各種計画を策定している今は現状を転換するための決断をすべき絶好機であると捉え、適切な市場運営の推進に向けて取り組んでほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第80号 令和2年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

- * 川崎じもと応援券の第1次及び第2次販売が伸び悩んだ要因について
経済労働局からは、じもと応援券の利用店舗の募集と応援券の購入募集のタイミングが一緒であったために、認知が進まず、第1次及び第2次販売においては約47万冊にとどまったと聞いている。
- * 過去に発行したプレミアム商品券と比較した改善点について
事業者の下支えを目的として、利用店舗を中小の事業者に絞った点である。平成27年における商品券は発行した70%以上が大型店舗で利用され、結果として最も支援が必要な中小企業が恩恵を受けられなかった。川崎じもと応援券に対して様々な意見があることは承知しているが、今回、中小事業者に対象を絞った点は改善点と考えている。
- * 令和元年のプレミアム商品券事業の際に参加店舗へ実施したアンケートの結果に

について

資料を持ち合わせていないため、お答えできない。

* 市長への手紙及びサンキューコールに寄せられた500円券の要望等の意見について

資料を持ち合わせていないため、お答えできない。

* 500円券と1,000円券を併せて発行する方法の検討について

委員指摘の点については様々な意見があったが、経済の下支えのため、1回の買物でより多く消費してもらうことを重視して、1,000円券のみの発行とした。

* 500円券と1,000円券を併せて発行する場合のコストの検討について

第2弾の川崎じもと応援券の発行に当たっては様々な課題、各方面からの要請があることを認識している。今後、事業の執行に当たっては、様々な工夫を行ながら、プロポーザルにおける提案内容を適切に分析して対応したい。委員の御指摘については、その検討状況を必要に応じて事業所管から報告させていただきたい。

* 商店街に加盟する大型店での利用を可とすることの検討について

色々な段階を踏んで検討してきており、大型店が商店街連合会に加盟していることへの配慮も意見として出ていることは所管局から聞いているが、コストやスピード面についても含めて検討した結果、中小の事業者を優先した制度としたところである。

* コロナ禍における大型店の現況の把握状況について

財政局において、大型店の状況についての定量的な情報は入っていない。

* 詐欺行為を招きかねない第2次販売の手法への考え方について

今回はプロポーザルを実施するため、仕様に必要な1文を追加し、詐欺行為が発生しないよう、適切な対応策を提案できる事業者を選ぶ予定である。

* 応援券の郵送に当たっての配達員の防犯対策について

プロポーザルにおいて事業者から提案されることとなる。

* 第1次及び第2次販売におけるはがきでの申込件数及び割合について

具体的な数字は把握していない。

* 電子媒体を採用せず紙媒体のみの発行とした理由について

様々な手法について検討したところであり、検討の場では出なかった数字だが、近隣の自治体の利用アンケートでは、電子決済は60歳以上の利用が10%というデータもあった。このことからも、導入については難しいのではないかと考える。

* 電子決済を導入して自治体用の決済にポイントを付与することの検討について

既存のキャッシュレス決済を例とした場合、ポイントがインターネットショッピング等により市外の事業者へ流れてしまうことが懸念された。また、市独自の決済システムを導入するケースについては、時間とコストが掛かることが見込まれたため、採用に至らなかったものである。以上のことから、結果として紙媒体を採用することとした。また、既に一定の周知が図れており、事業者の混乱もない。

い点も紙媒体採用の理由である。

* 電子決済によるコスト削減がポイントが市内で使われないことに対する補填として十分であるとする考え方について

先ほどの答弁と同様になるが、既に一定の周知が図れており、事業者の混乱もない点から、前回と同様の方法を採用した。

* 過去3回のプレミアム商品券事業に係る検討課題の所管課間での引継ぎについて

委員指摘の検討課題の引継ぎ、検証の実施について、財政局長の職責の範囲で経済労働局に伝える。

* 地方創生臨時交付金の約半分が経済対策に充てられている理由について

3度にわたる国の補正予算計上の都度、国から使途の方向性を示されている。とりわけ2次については、新たな日常に資するものとして、2つに大きく分かれ、アフターコロナを見据えた取組、脱炭素に資する取組に充当すべきとされている。大きく分かれた配分の下で、各自治体は施策推進において金額配分の判断を任せている。このような国の方針を踏まえ、全庁的に事業を積み上げ、最終的には緊急経済対策プロジェクトの中でオーソライズし、使途を判断したものである。

* 川崎じもと応援券推進事業費約15億円に対して事務経費が約5億円を占めることへの考え方について

経費を圧縮すべきであるとの委員の御意見は真摯に受け止めているところであります。事業の執行の中でしっかりと対応していきたい。

* 川崎市商店街連合会からの要望があった場への財政局長の同席について

同席していない。

* 市商連からの要望に係る検討状況について

要望への受け止め方については課題があったと考える。代表質疑でも経済労働局長が答弁しているが、一定の検討期間を設け、プロポーザルで業者を選定する過程の中でも精査し、しっかりと意見を踏まえ、事業を執行していきたい。

* 市商連に対して事前の意見聴取を行わなかったことについて

令和3年2月25日に市商連の会長から経済労働局長宛てに要望書の提出があったこと並びに事前の意見聴取を行えなかつたことについて、経済労働局長がその場でお詫びをしたことを把握している。

* 令和2年5月に提出された市商連の要望書に係る市長への報告状況について

状況を把握していない。

* 市商連の意見が軽んじられることに対する市商連会長の思いに対する考え方について

要望書を受けての課題については、財政局の立場として、十分に把握できておりず申し訳ないと考えている。

《意見》

* 川崎じもと応援券に係るQRコードを利用した換金方法の導入は改善点であると評価するが、地方創生臨時交付金は中小事業者や困窮世帯の支援にいち早く用いられるべきであり、早期に直接的な支援をしてほしい。

* 川崎じもと応援券に係る発行額面は1,000円であり、500円券の発行は考

えていないことであるが、コストシミュレーションを行い、十分な検証を行った上で、事業を実施してほしい。

- * コロナ禍における大型店舗の状況について調査を実施し、議会に対して報告をしてほしい。
- * 他都市では、電子クーポンやいわゆる「地域通貨」という手法を導入している例があり、コストは掛かるが、仕組みを1度構築てしまえばふるさと納税などの活用も可能である。地方創生臨時交付金を使ってシステムを立ち上げる検討もあってよかったのではないかと考える。そのほか、横浜市の「ウォーキングポイント」の仕組みなど、他都市の事例を研究し、所管である経済労働局にもこれらの情報を共有してほしい。
- * 市商連からの要望書については、丁寧に対応し、回答すべきものは適切に回答するべきである。コロナ対応において、市商連と良好な関係で取組を進めていくためにも、適切な対応を行ってほしい。
- * 川崎じもと応援券を含む過去3回のプレミアム商品券事業の検討課題について、適切な組織間の引継ぎ及び検証を実施するよう、経済労働局に伝えてほしい。
- * 3連休などの休日が続く際の応援券の換金が遅いという意見が寄せられている。第2弾の実施に当たっては、適切な対応を行うよう検討してほしい。
- * 市内経済の下支えのためには、経済効果額の確保が重要である。第1弾から第2弾の発行に至る対応が早い一方で、これまでの反省から今回は商品券を郵送するなどの工夫を行っているものの、計上された事業費15億円中の5億円が事務経費であることは納得し難いことである。事業局である経済労働局からの事業提案に対しては、財政局が適切な判断をすべきであり、コロナ禍だからと言えども、検証が不十分なままで交付金を使うべきではない。限られた予算の中で、効果をしっかりと上げるためにも、改めて、財政局として適切な事務経費の圧縮に努めてほしい。
- * プレミアム商品券事業については以前から賛成の立場であり、真の意味で市内経済の下支えになるように様々な提案をしてきたところである。本補正予算に計上された事業費は15億円とのことであるが、事業の実施に当たっては、経費の縮減、仕様書の見直し、プロポーザルにおける防犯対策等を行い、十分な事業効果を上げられるように取組を進めてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「請願第22号 「預託法等の改正及び執行強化を求める意見書の採択」に関する請願」

《請願の要旨》

悪質商法による消費者被害を無くすために、消費者庁「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会」が令和2年8月19日に取りまとめた報告書に沿って、販売預託商法の原則禁止、特定商取引法に係る指針の改正及び法執行強化、送り付け商法に対する制度的措置等に早期に取り組むことを求める意見書を国

に対して提出することを求めるもの。

《理事者の説明要旨》

特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討委員会は、令和2年2月に消費者庁が事務局となり、学識者、弁護士、経済団体、消費者等から選出された委員15名で構成され、高齢化やデジタル化の進む現代における悪質商法への対策強化や経済のデジタル化・国際化に対応したルールの整備を推進するため、特定商取引法及び預託法について、法制度の在り方の検討を行う会議体である。同検討委員会は令和2年2月18日に第1回が開催されて以降、6回の開催を経て、同年8月19日に報告書を取りまとめている。

預託法とは、事業者が消費者に対して3か月以上の期間、対象の物品を預かること等と対応する利益の供与又は一定の価格での買取りを約束し、消費者がこれに応じて物品を預けること等を約束する取引についての規則等を定めるものであり、対象となる取引は、貴金属等の特定商品、ゴルフ場などの施設利用権である。現在の行政規制としては、不当な行為の禁止、書面交付及び書類の閲覧があり、民事ルールとしてはクーリング・オフ及び中途解約権がある。

特定商取引法とは、事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とし、消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールとクーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めるものである。対象となる取引類型は、訪問販売、電話勧誘販売等の7つである。現在の行政規制としては、氏名等の明示の義務付け、不当な勧誘行為等の禁止等があり、民事ルールとしては、取消し権、中途解約権及び返品ルール等がある。

販売預託商法とは、物品等を販売すると同時に当該物品等を預かり、自ら運用する又は第三者に貸し出す等の事業を行うなどして、配当等により消費者に利益を還元したり、契約期間の満了時に物品等を一定の価格で買い取ることを約束する取引である。検討委員会では、預託法において原則禁止とすべきである等の意見が示された。

詐欺的な定期購入商法とは、通信販売の広告において、初回に無料又は低額な金額を提示し、2回目以降に定期購入として高額な金額を支払わせる手口の商法である。消費者が定期購入であることを容易に認識できないような形で表示が行われているなど、トラブルに発展することが多く、検討委員会では同商法に該当する行為に係る規制を強化すべきである等の意見が示された。

送り付け商法とは、商品の注文を受けていないのに一方的に商品を送り付け、代金を請求する手口の商法である。現在の法規制としては、商品の送付を受けた者が購入を承諾せず、かつ、販売業者が引取りをしないときは、送付した商品の返還を請求することができないとされている。検討委員会では、消費者が送付された商品の代金支払義務を負っていない旨の周知を強化すべきであり、諸外国の法制を参考に、制度的な措置を講じる必要がある等の意見が示されるとともに、諸外国の法制の事例として、EUの不公正取引行為指令では、消費者が注文しなかったにもかかわらず、事業者が供給した商品についての支払、返品、保管を事業者が求めることを禁止している例が報告書に示された。

令和3年3月5日、消費者のせい弱性に付け込む悪質商法に対する抜本的な対策強化、新たな日常における社会経済情勢等の変化への対応のため、特定商取引法・預託法等の改正による制度化改革によって、消費者被害の防止・取引の公正を図ることを目的に、改正法案が閣議決定され、同日、国会へ提出された。

特定商取引法については、通販の「詐欺的な定期購入商法」対策として、定期購入ではないと誤認させる表示等に対する直罰化、送り付け商法対策として、売買契約に基づかないで送付された商品について送付した事業者が返還請求できない規定等の整備等、消費者利益の擁護増進のための規定の整備として、消費者からのクーリング・オフの通知について電磁的方法で行うことを可能にするなどの改正が図られている。

預託法については、販売預託の原則禁止として、販売を伴う預託等取引を原則禁止とし、罰則の規定等が設けられ、対象範囲の拡大として、現行の預託法の対象の限定列举を廃止し、全ての物品等が対象とされ、消費者利益の擁護増進のための規定の整備として、行政処分の強化等の改正が図られている。

これらの改正案の内容は、本請願の要旨である検討委員会報告書の内容に沿ったものとなっている。

《主な質疑・答弁等》

* 令和3年3月5日に閣議決定された改正法案の内容について

国のホームページや新聞報道から把握できた範囲においては、本請願の要旨に沿った内容の改正案となっているものと認識している。

* 問題となった販売預託商法の具体例について

安愚楽牧場の事例では、販売した仔牛を預かり、成牛にして売却すると説明し、消費者から10万頭のオーナー契約を集めたにもかかわらず、実際にはその6～7割程度の牛しか保有していなかった。結果的に自転車操業状態であったことが後に判明し、その被害者総数は約7万3,000人、被害総額は約4,200億円であった。

* 改正案の「事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て、電磁的方法で行うことを可能に」の解釈について

「消費者の承諾を得て」の文言から、消費者にとって有利な内容であると解釈している。

《取り扱い》

- ・ 現に社会問題となっている事案であり、国も改正に向けた動きをしている。閣議決定された改正法案も請願の要旨に沿ったものになっていることから、その後押しとして、意見書の提出を行うべきとの考え方であり、本請願は採択すべきである。
- ・ 国が既に改正の手続を進めており、遅きに失したタイミングであると考えるところもあるが、現行の規定を補完する法改正に対して後押しする意味で、意見書の提出を行うべきとの考え方であり、本請願は採択すべきである。
- ・ 本事案については、時代に合った制度改革が行われているところである。意見書の提出に賛成であり、本請願は採択すべきである。
- ・ 他会派の態度表明と同様の考え方であり、意見書の提出に賛同する。本請願は採択

すべきである。

《審査結果》

全会一致採択

○「預託法等の改正及び執行の強化等を求める意見書（案）」

《審査結果》

全会一致意見書提出